

令和6年度第1回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会（会議録）

日時：令和6年9月12日（木）午後1時30分～午後3時15分

場所：大阪市役所屋上階 P1会議室

出席者：（来庁）奥井委員、小野委員、笠原委員、川端委員、小嶋委員、寺田委員、  
永岡委員、中村委員、野口委員、藤井分科会長、前田委員  
（Web）宮川委員、藪田委員

1 開会

- ・委員紹介
- ・出席職員紹介

2 議事

- （1）第2期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について
- （2）第3期「大阪市地域福祉基本計画」の評価方法について
- （3）大阪市における包括的な支援体制について

**【議事1 第2期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について】**

（藤井分科会長）

はい。皆さんご苦勞様です。

昨年度、皆様にご論議いただきました「第3期大阪市地域福祉基本計画」が本年3月に策定されました。

本日は、第2計画の振り返りと、第3期計画の評価方法等について、皆様にご意見を頂戴したいと考えております。本日頂戴するご意見につきましては、可能な限り本日のうちに方向性を確認したいと存じますが、調整が残ってしまったものについては、最終的に私にお任せいただく部分もあろうかと思っておりますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、15時ごろを目途に、限られた時間となりますけれども、早速議事を進めて参りたいと存じます。

それでは、議事1についても早速ですが、事務局から説明をお願いします。

（春本地域福祉課長代理）

第2期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について、資料1-1、1-2、1-3に沿って説明【議事1】

（藤井分科会長）

はい、それではですね、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問・ご意見があれば、お伺いしたいと思います。オンラインの方は、カメラに向かって挙手、あるいは画面上の挙手マークでお知らせください。なお、ご発言の冒頭に、毎回お名前をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

なかなか膨大な資料で大変だと思いますけれども、何か、何でも結構ですので、どうぞ。

(小野委員)

はい、会長の何でも結構という声に誘われましたので、3種類、今資料を示していただいて、こういう形で評価をしている・していく、ということで示していただいて、そこは分かったんですが、その3種類とも微妙に何か書式が違っているというか、実際に取り組んでいるところと、その成果と課題みたいなところ。

あるいは、それが特に課題まではやってないところもあるんですけど、この辺りがそれぞれ違っているのは、あえてやってるのか、なぜこういうふうな揃え方になっているのかを確認したいなということでございます。

(藤井分科会長)

あとで次の第3期の評価方法ね、またご説明いただきますけど、その前段のこの第2期のこの評価の仕方もご質問ですので、知っていた方が後での議論もできると思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

(春本地域福祉課長代理)

はい。ありがとうございます。

ただいまご質問いただきました3種類のシートなんですけれども、まず資料1-3につけております各取組1つ1つのものにつきましては、各局をまたがる広い取組すべてを網羅する形というふうに作っております、それぞれ各所管課での評価をするような形で、毎年、少しずつ書いていただくという形にさせていただいております。

そして資料1-2につきましては、前の第2期計画でいくと第4章にあたる各区に共通する課題等への具体的な取組の推進状況というところで、より地域福祉にフォーカスしたそれぞれ取組を書いておまして、そこで先ほどの1-3と1-2で記載の進み方が縦に進んだり右に進んだりとかいうことはあるんですけども、こちらは細かく成果、質的量的な成果であったりとか、課題、今後の方向性を書くということで、こういった形にさせていただいております。

資料1-1につきましては、もともと計画に記載をしております計画の指標の数値をまず書かせていただくとともに、先ほどの資料1-2、1-3も踏まえすべてを総合的に総合評価するという形で下の方に評価をつけさせていただきまして、ここでの課題改善方策と

しては施策の方向性ごとに振り返るという意味で、それぞれ後ろに付けてます資料から抽出したような成果であったりとか、それらを総括したような課題、改善方策を書くということでこういった形にさせていただいているところです。

(小野委員)

ありがとうございます。で、これを踏まえて今日の話がまた第3期の方で展開するという、そういうことですね。その時にまた意見させていただきます。ありがとうございました。

(藤井分科会長)

はい、他いかがでしょうか。どうぞ。

(野口委員)

老人クラブの野口でございます。

資料1-1のですね、3番目でございます。ちょっとお尋ねしたいんですけども、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりの中でですね、その下の取組をですね、しておる区がですね、19区ということで、大阪市は24区ありますけれども、5区がですね、やっていないと。どこかなと思ってちょっと知りたかったんですけど。

(春本地域福祉課長代理)

はい。すみません、こちらの区の数、指標については、第2期計画のときに少し誤解を呼ぶような点があったので、第3期計画からは注釈を入れるようにさせていただいたんですが、こちらは各区に照会をかけさせていただいて旧ネットワーク推進員が再構築されているというお答えをいただいたその区の数を書いているものでして、ここに入っていない5区についても、例えば町会の枠組みの中ですとか、見守りをしてくださるような位置付けの方がいらっしやって、ネットワーク推進員が再構築したというわけではないけども、その区のやり方で、地域の全体で解決に向けて取り組む仕組みというのはやっておられるということで、こちらとしては把握しております。

ですので、第3期からは、指標のところにそういった趣旨の数字ですという注釈を付けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(野口委員)

わかりました。

(藤井分科会長)

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。どうぞ。

(奥井委員)

奥井です。すいません、前も同じ質問をさせてもらったかもわからないんですけども、資料1-3で、課題があって進捗状況なんですけど、役所さんが採点される評価って、いつもAなんです。こんな完璧な計画を立てて実行できるってすごいことだと思うんですけど、なぜか1個だけBっていうのがあって、本来これって、Aがこんな乱立するようなもんじゃないと思うんですけど。こんな3ヵ年計画で、会社で言えば、売上、粗利、在庫すべてが完璧で超優良会社になっちゃうんですけど、この辺のところのこのAという評価って、どう評価なさってAが出てくるんでしょうか。

(春本地域福祉課長代理)

奥井委員から以前もそういったご意見あったというのは、こちらとしても、認識しておるところでして、こちら順調である順調でないというところでいくと、それぞれ所管課でAをつけさせていただいてはいるのですが、だからといって課題とか、取り組むべき対策がないわけではないということで、評価としましてはその各課から出していただいたこういった評価も参考に踏まえつつ、やはり資料1-1であったり1-2であったりすべて全体見ただ上で、やはり課題に対しては、これからも取組していくという形で考えておりますので、これがAだからもう超優良で、もう何もしなくても完璧で、そういった受け取り方をしているものではないということは、お伝えさせていただきたいと思います。

(奥井委員)

全くわからない。多分これ、3ヵ年なり5ヵ年なり、計画を立てて、その都度修正もなさってると思うんですよね。Aっていうのは、やっぱり点数で言えば、自分たちの仕事で言えば100点満点の中で90点以上がAというのか、80点がAなのか、それぞれに区分化されたやつを点数評価していったって、Aグループに入れるのかBグループか。

このAというのは、自分たちが計画したことに対しての結果ですね？未来じゃなくて結果に対しての評価だと思うんです。今のお話聞いてたら、それプラス未来まで入っちゃって、何となくうまくいってるよっていう話であって、だったらこんな項目なくてもいいわけですよ。ここの課題が成立しなくなっちゃうと思うんですよ。こんだけ全部Aだったら、これ全部なくしちゃっていいわけですよ。各論で進むんじゃなくて総論だけで進めばいいっていう話になっちゃうんですよね。

こんだけ分けされてるっていうことは、それぞれにそんだけ課題があって、区分化しないと、今現状、福祉、いろんな面で支えることができないから、こんないろんなところでやるんであって、毎年毎年のちゃんと評価を書き入れていただいた方が、もっと皆さんにわかりやすいと思うんですけどね。今、ご出席なさってる役所の方々もこの評価で、納得なさってるんですかね。

(笠原委員)

よろしいですか。今の質問の同じところで、資料1-3のところで、例えば一番最初は地域での支え合い、助け合いの意識づくりっていうのが、取組名称であると思うんです。

その内容っていうんですか、計画の93ページにも同じことが書いてますけれども、地域福祉を推進するための施策や啓発事業について、広報誌やホームページを掲載し、身近な地域での繋がりの大切さを広く市民に周知します。

この意識づくりっていうのは、周知したらできるのかなって、ちょっと今ふとベクトルが行政の方から市民さんの方に向いてるだけで、それがちゃんと意識づくりができたかどうかっていうのは、周知したことだけでOKなんかどうかっていうのが、すごく今、奥井委員のお話を聞いてて感じたんです。

ですから、次の課題にも評価のところになるかと思えますけれども、何をもってAとしたのかっていうところの軸をきちんと定めないと、本当にAかBかっていうのは難しいなっていうふうに思いましたので、また2つ目の項目になりますよね。議論のときにしっかりさせていただきたいなというふうに思いました。以上です。

(藤井分科会長)

はい、これね、実は他市でもこういうやり方してて、あまり実は意味がないっていうところが、率直なところあるんですね。と申しますのは、非常に地域福祉計画が総合的で、担当部署が責任を持ってやるべきところの中核があるんですけど、それに合わせて、いろんな事業をまぶしてるわけですね。

ですから、そこはその関連部署が、自分らがやれてるやれてないっていう評価に対して、担当課が、いや、実はやれてないじゃないかということが、実際はそういうやりとりができていくっていうのがありましてね。

だから一応、こういうものを確認する意味で出していただけてますけど、おっしゃる通り、他の関連部署は、その事業をやったらやれたとみなしているのか、その質が上がったところでやれてるっていうのかっていうね、ちょっとそういうところの意識の差もあってここはなかなか難しいです。

ですから一定、こういうものを意識化するために一応こうやって書いていただくけど、本当の部分の評価は、これとは別の中核的な事業に対しての評価をしていくということの区分けをしないと、これだけ見て、おっしゃる通り全くご指摘の通りで、これだけ見て、地域福祉の評価は、実際はしづらいというところの問題点は残してます。

もう1つは、今さっきのことですね、笠原委員がおっしゃったように、他の福祉計画はプログラム評価って言って、要するに事業をやったら、「やれた」という評価なんですけども。地域福祉の場合は、それをやったからどんなふうに質が変わったのかとか、活動がどんなふうに変化したのかとか、そういうある意味では質的な評価とか、何が作り上げられてきたんだという評価をしないといけないんですけど、これって実は行政が一番苦手な評価な

んです。だからできないってところがあって、ここはだから、そういうご指摘の通りの課題があるということをご共有認識にして、少しずつ次の計画のところで改善をしていくということのご意見として、承っておきたいと思います。

よろしいでしょうか。全くご指摘のことは僕もその通りだと思います。

(奥井委員)

できたら、希望なんですけど、ABCはやめていただきたい。今自分たちは、ビジネスの世界でABCをほとんど使わなくて、やっぱり100点満点、50点満点の点数制で、やっぱりそれで結果が悪い点数が出れば出るほど、良いアンケートのとり方だっているという認識を私たちはします。アンケートとか評価っていうのは、問いかける側も、質問によって何とも操作できるんですけど、今自分たちが本当のことを知りたいっていうのであれば、当然点数が悪くなればなるほど、それはいいアンケート調査だと思ってるんで。

もしよければ、この点数制度っていうのも、ちょっと参考にさせていただきたいなと思います。

(藤井分科会長)

はい。ご意見としてね、受け止めておきます。

(春本地域福祉課長代理)

はい。すみません。分科会長にすべて言っていただいて恐縮です。

今のところちょっと実施状況を確認するという形でこの形にさせていただいてますが、やっぱり地域福祉の質的成果というところの課題は我々としても認識はしておりまして、ご意見参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(藤井分科会長)

これだから、Aつけとかんと何か悪いような感じでみんな他課からAが来るけど、奥井委員のおっしゃる通り、自己評価はかえって点数が低い方がちゃんと厳密につけてるという意味では、厳しい評価の方が実はちゃんと評価をしてるっていう面もありますのでね。そういう意味では、ここの評価の仕方っていうのは、ずっと課題がね、残る評価の仕方だと思います。

またご検討いただければと思います。

それです、これ第2期の評価なんですけども、ちょっと事業的にね、大卒の見立てで結構なんですけども、やっぱり相談事業のこれから中核になってくるのはつながる場ですよ。そのつながる場がやっぱりどこまで第2期のところで成熟してきたのかっていう。ということのコメントと、もう1つはやっぱり地域の方で代表的なのは見守り活動ですけども、見守り活動がコロナ期を経てどうなったのか、プラス、災害時のやっぱり要援護者のこ

とってのはもうこれ大阪市は喫緊の課題だと思いますけど、その課題をどういうふうに認識をされてるのか、ちょっと事業面でコメントいただけますでしょうか。

(春本地域福祉課長代理)

それでは、つながる場の総合的な相談支援体制の充実事業から先にお答えをさせていただきたいと思います。

こちらの総合的な相談支援体制の充実事業につきましては、この資料でいきますと資料1-2のところ、各区に共通する課題等への具体的な取組ということでこの3年間の内容を書かせていただいております。

この中で、特別に抽出してお伝えするとしましたら、令和4年度には成果のところの2つ目の点ですけれども、「つながる体制推進員」という福祉専門職の会計年度任用職員を各区に1名配置しまして、体制の強化を図るとともに、研修体制の充実も図っております。この時には、各区役所さんの課長級の職員も一緒になって学ぶような連絡会・研修会を開催しましたりですとか、あとスーパーバイザーを活用しての研修なども充実してやっております。

数値的なものでいくと、このつながる場のところの件数については、なかなか件数から測るのが難しい部分もあるんですけども、成果のところていくと相談受付件数は、元々3年度だったら217件だったところが、令和5年度までいきますと受付件数が380件になっていたりですとか、その中でつながる場を開催した件数としましては、130件だったところが146件になったりとか、少しずつ数値的には上がっております。

このつながる場の開催件数自体はそれほど多く増えてはいないんですけども、その中でアンケートとかも取っておりますので、連携体制が構築されたという声ですとか、あと、それができたことで、今までだったらつながる場に上げていたけども、自然と元々の機関同士の連携で解決できるようなこともあったとか、そういった声も聞いておりますので、第3期の計画の評価においてはそういったところをより皆さんに実感して見ていただけるようなお示しの仕方ができたらというふうに今考えているところです。

(玉田福祉活動支援担当課長)

すみません、福祉活動支援担当課長玉田と申します。

もう1つの地域の見守りににつきましては、地域における見守りネットワーク強化事業ということで、本市としては取り組んでおるんですけども、その実績というか推移としましては、資料1-3の4ページを見ていただきたいんですが、そこで16・17番のところ、地域における見守りネットワーク強化事業というのがありますが、こちらの方にこの3年間、令和3年度4年度5年度の推移が載ってますけれども、件数といたしましては、要援護者の数もですね、相談件数も伸びていっている状況。例えば相談件数であれば、令和3年度が6万1297件に対し、令和5年度が7万1860件ということで、相談件数が伸びています。

確かにコロナ禍において地域で見守りっていう活動はなかなかやりにくいところ

があったんですけども、もうコロナの方がなくなったような状況の中で、地域における活動するのはまたやってきてまして、いろんな活動団体において、やっていってるような状況で、進捗としては順調に進んでいっているものというふうに考えております。

(藤井分科会長)

ちょっと災害関連のコメントだけいただきたいと思います。

(新宅減災対策担当課長代理)

はい。災害時なんですけれども、各区の方におきまして、地域事情等に勘案しながらですね、個別避難計画の作成の方を、令和8年度を目標にですね、各区の方で取組を進めておるところでございます。

取組の内容につきましては、各区ですね、いろんな情報共有しながらですね、効果的な手法を考えながら順調に作成しておるところでございます。以上です。

(藤井分科会長)

はい、ありがとうございます。また多分第3期のかなり重要なテーマで、もう少し内容的に具体的内容として議論が必要なテーマだと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、どうぞ。ご質問、いいですか。

(小嶋委員)

民生委員の小嶋です。私も見守りを毎日やっておりまして、見守り支援室の常駐支援員をしております、会議もよくあるんですけども、この今おっしゃった17番ですかね、16・17番のところを見て、相談件数は1万件増えてきてるけれども、ケース会議はそんなに変わらないっていう数字があったり、それから行方不明の件数も減っていることで、いいことが悪いことがわかりませんが、こういう数字があるんやなというふうに認識いたしました。

各区によって取組の仕方が違うというふうにも聞いております。で、私は住吉区なんですけれども、住吉区の場合でも本当にこの資料1-2のところに見守りシールという言葉が出てきましたけども、これを配布してっていうふうにあります、見守りシールっていうのはあんまりわかってないんですね、こちらの方では。一昨日も警察の方から連絡来まして、認知症の方が迷子で今預かってるけども、という話になり、靴の中に見守りシールなりそれを貼ってくれたらいいわっていう警察の方のアドバイスがあったんですけど、見守りシール住吉区でも社協が作ってるのもあるんですけど、なかなか全体に配布がまだできてないので、これ何とか配布、見守りシールっていうのがちゃんとあるんでしたら、全体に配布できるような仕方も考えていただいたらなというふうに思いました。

(藤井分科会長)

はい、ありがとうございました。

これ以前としてね、大阪市全体で基盤整備をしていく評価と、それとそれが各区によって全然多様性があるという評価と、この二重構造の中で、地域福祉は評価をしていかないといけないので、ちょっと大変。大変なんだけど、そこがね、やっぱり課題となりますね。

はい、ありがとうございます。それではですね、第2期の到達点というのはまた詳細資料を読んでいただいて、共有しておいていただきたいと思います。

では、次に進みたいと思います。議事の2、事務局からご説明をお願いします。

## 【議事2 第3期「大阪市地域福祉基本計画」の評価方法について】

(稗田地域福祉課長)

第3期「大阪市地域福祉基本計画」の評価方法について、資料2-1、2-2、2-3、2-4に沿って説明【議事2】

(藤井分科会長)

はい、ありがとうございました。4種類ということですね。先ほどのAが並んでる今回57項目、資料2-1ありますけども、その中でも重点的な取組が資料2-2で、中核的な取組ここらあたりをしっかりと評価をしていくというような評価表になっていますね。資料2-4が全体評価ということです。

評価方法に関しまして、どうぞご質問、ご意見お願いいたします。

それと先ほどご説明がありましたこの中核的な取組の中の、地域づくり、参加支援、特に参加支援につきましては、社会福祉協議会等の取組もあわせて、この計画の中でも評価をしていくということも、前回までと違ってかなり明確にそのことの評価体制ですね、言及もありました。いかがでしょうか。はい、どうぞ。先にどうぞ。

(野口委員)

老人クラブの野口でございます。地域における見守りネットワークの強化ということで資料2-3ですね。この中でア・イ・ウのイの方ですね、今年4月から法律が決まりました孤独・孤立対策推進法ですね、これについてですね、やはり大阪市は特に高齢者の単独世帯が多いと。もうこれは全国1なんです。45%ということなんです、もう本当に全国平均が29%の中で、断トツにですね、この高齢化が進んでるということで、やはり孤独死ということが非常に怖い、とアンケートを取りますと出ておるんです。この6月までの孤独死がですね、3万7200名ですか。これ警視庁がですね、この法律ができるということで、今年から初めてですね、孤独死ということを調べた調査がですね、3万7200人が半年でお

られると。こういうふうな形でですね、国としてもこのままでは駄目だということで法律ができたんです。やはりこの中でですね、大阪市の方にも、前回も言いましたけれども、もう少しですねこの辺を詳しくですね、やっぱり見守りの方に入れるべきじゃないかなと。

なぜですね、大阪市は特にねこれだけ高齢者の単独世帯が多いんだと。やはりその原因は2つあると思うんですね。1つはですね、生活ができないから離婚してると。給料が安いからですね生活できないとか、そういう面もあると思います。そしてもう1つはですね、やはりご夫婦のうちお1人が亡くなるということは環境が悪いんじゃないかと。

その辺もね、やっぱり詳しく調べていただいて、やっぱり対策を打つべきじゃないかなと。ただ高齢者が多い、ですから、介護保険料もですね全国1高いというようなことですね、納得できないんですね。だからその辺はですね、私もこの大阪住みやすいということで私も30何年間大阪出てましてね、方々行ってましたけれども、やはり帰ってきてですね、ちょっと違うなと。環境が悪いなというような感じでしております。

だからそういう面ですねもう一度いろんな形ですね、見守りの、あるいは各町会なり連合なりにおいてくると思うんですけれども、この孤独・孤立法のあれが、影が薄いと。この4月新しくできたんですから、もっとね、この辺を3ヵ年計画ですから、しっかりと打ち出していきたいと。

我々も老人クラブとしましてもね、この際、やはり単独世帯の方に声かけしてですね、やはり仲間づくり、健康づくりを進めていこうという形で今進めてるんですけど、やはりもっと市の方、あるいは国の方からですね後押しをしていただければ、我々の活動もですね、推進しやすいんじゃないかなと、こういうふうに思っておりますので、その辺もですね、やはりこの項目を少しいろいろアップしていただいて、人員の確保とか、そういう形をですね、お願いしたいなと、こういうふうに思っております。以上です。

(藤井分科会長)

はい、ご意見として承っていればいいでしょうか。

(野口委員)

そうですね、はい。あまりまだね、皆さん方が関心度が少ないと思いますので、これもう少し広げていただきたいと思います。

(藤井分科会長)

小野委員、いかがでしょうか。

(小野委員)

はい、ありがとうございます。それで、先ほどの議事の1のところとも対応するんですけど、さっきのやりとり聞いていて、今度4種類になってっていう話なんですけど、やっぱり

ポイントは目標値みたいなのを本当入れられるのかどうなのかみたいなことだと思うんですよね。

先ほどの話で資料2-1のところの、項目番号1番の内容っていうところは、広く市民に周知します、っていうところで終わってるので、だからもうここは本当にできたか・したかどうかだけを見ておくのか。

やっぱ周知するっていうのはどういうことなのか、っていうことをもう少し掲げて、これが例えば今回3年間示してるわけですから、3年後に、どのぐらいの姿になるのかっていうあたりを意識するのかなのか、それがもしできれば、各年ごとにそれが進んでるのかなのか非常に評価しやすいと思うんですけども。

周知したかどうかだと、「(周知) しました。」「あ、そうですか。」で、おそらく終わるような形になると思うので、その工夫の仕方をどうするかっていうところが1つあるかと思います。

同様に、資料2-4のところの、先ほど基準値を2年入れてありますっていう、その工夫はわかるんですけど。基準値を入れて、それがどうなればいいのかっていう辺りが、やっぱり見えるようにしないのかっていう辺りですよ。

だからそこが、それをすべて質的にできてきましたという評価にするのか、せっかく基準値入れるんだったらこれがどう動けばいいのかっていうあたりを検討するかどうかっていうのは、結構エネルギーが要る話なんですけど、やるかどうかで評価の仕方が随分変わってくるように思います。

その辺りについてはどういうふうに考えてるかをちょっとお聞かせいただきたいということです。

(藤井分科会長)

はい、ご質問ですのでどうぞ。

(小野委員)

もうちょっと平たく聞くと、先ほどの会長のご説明だとこの資料2-1は、やったかどうかそれぞれのところに確認してもらって、ある意味、意識を啓発するぐらいの意味合いで、こういうのを取り組んでいくのが地域福祉計画なんだっていう。そういう意味の役割っていうことに押さえといて、ここであんまりそんな目標値をつけて、メリハリをつけるところまではやらなくて、むしろ、これでいうと重点項目以降ですよ。資料2-2、2-3、2-4のところでもアクセントをつけたいんだと。そういう計画づくりを目指していくという、そういうやり方は選択肢としてはあり得ると思っはいるんですけど。

でも、今日の最初の議論では、やっぱりこれがあんまり、そういうのがざっと並んできてそれを議論する必要があるんですかってのも出ましたので、どう考えていくかということになるんだと思います。やはり評価方法を考えるということなので、いかがでしょうか。

(稗田地域福祉課長)

ご意見ありがとうございます。地域福祉課長の稗田です。

先ほど、先生の言ってくくださった通り、どんな目標にするのかっていうところが、確かにこの取組状況、成果のところでは見えないと言ってしまえばそうなんですけれども。基本的には、こちら、各局各課多分野にわたる計画の一部となっておりますので、我々としたしましては、できるだけこちらまずは啓発ということで、各事業課が地域福祉のことにも関わっての取組を行っていただくっていうところを意識しておりまして、この取組内容は確実にしていただきたいっていうところで、まずはしてるかしてないかというところを書いていただこうと思っているところでございます。

ただ、その中でも、重点的に取り組んでいくものにつきましては、もう少し成果の方も出していく取組の強化、目標の明確化っていうのは必要なかなと思っているところでございます。

(小野委員)

そのあたりについては、今のは事務局の見解ですので、それこそ、ここの皆さんなんかのご意見も含めて、検討していただければいいのかなというふうには思います。

私は本当にメリハリつけるってのはあり得ると思うんですけど、せっかくやるんだから目標値が立てられるところは目標値を立てた方がいいんじゃないのかなっていうのは思います。エネルギー要りますってのは先ほど言った通りです。

ですので、資料2-2、2-3、2-4のところあたりで、ここのあたりも本当にそういう、ここに向かってやっていきますよっていうあたりが見えてくると、非常に評価はしやすくなるな。これは、後半は意見ですので、ぜひご検討していただきたいということです。

(藤井分科会長)

目標値うかね、なかなか難しいですね。地域福祉って単独事業がどうなったから、いいとか悪いとかいうよりは、複合プログラムで何か3つ4つ合わせて連携して塊として進んでいくという、それが成果目標というんなるんですけど。

その1つ1つの数値をどういうふうを設定するのかという、これ永遠の研究課題で、ご意見も承りましたので、検討課題として承ります。

(小野委員)

また会長が言う通り、その通り。だから、少しずつ出始めてるんで、せっかくここまで来たならそこまで考えられるところまで来てるんじゃないかという。そういう、一応前向きな意見ということですね、いただければいいと思います。

(藤井分科会長)

進歩にね、限界はないと。はい、他いかがでしょうか。

(奥井委員)

すいません。奥井です。すごいなっていうのは、第1印象で、この資料2-1から2-4まで、こんだけの資料を作られるのは、今の現在の職員さんで、これやっていくのって大変なことだと思うんですね。

ありがたいことなんですけど、先ほど言われた小野委員とちょっと違うところがあって、もうちょっと絞り込みしませんか。委員長の言われたところで、もっと深いところ、点数化するとか、どうでもいいっちゃ、複合してどうでもいい質問も結構あったりとかして。これでも多分今の職員さんの課長さんの部下の方たち今の仕事以上にこれって言ったら、オーバーワークになっちゃってるし、適当な答えしか出てこないし。私、課長からこれやれって言われたら嫌ですって答えちゃうかもと思います。

もっとなんか大事なところの骨組みをしっかりとやられて、先ほど言った総論的なところはもっとしっかりで、そのデータ取りが今一番もっと必要なんじゃないんですかね。

というのは、見守り相談ってところで、小嶋委員さんの民生委員さんって大変なお力添えなさってると思うんですけど、私中央区に住んでる人間って、あんまり聞いたことないんですよね。今も先生にこんなのあるんですかって。もうマンションでもほとんど30年間で、今60%入れ替わっている状況で、このマンションの理事長をやることになったんですけど、皆さんにはじめましてっていう感じで、でもこれ本当ちょっと大変なことなんで、できることしませんか。

(藤井分科会長)

どうぞ応答してください。

(稗田地域福祉課長)

ありがとうございます。ご配慮もいただき大変ありがとうございます。

資料2-1の部分は、確かに大変集約も大変なんですけれども、ただ、地域福祉の推進っていうものは、1つの事業だけで、地域福祉が推進できるものではございませんので、各局それこそ他分野の局に跨っているいろいろな活動をしてもらってます。

その活動の1つ1つが、地域福祉の推進に繋がるものだという意識を持って、こういう形で評価として、取組状況をご報告させていただくっていうことが大事だと思っておりますので、ちょっと汗かいて大変ですけども、ここは各局各課の方で、まずは地域福祉の推進のために頑張ってるんだっていうところも、ご協力とご理解もいただかないといけないので、残していきたいと考えているところでございます。

ただ、奥井委員のご指摘の通り、絞ってもいいんじゃないかっていうところは、今回新し

く作りました資料2-3、こちらの方ですね、深く地域福祉の中核的事業としてこちらを位置付けておりますので、こちらを評価のメインとしてですね、ご報告、今後させていただきます。こうと思っておるところでございます。

(藤井分科会長)

奥井委員が言ったもっと絞り込みというのが実は資料2-3だという、そういうお答えですね。はい。

(笠原委員)

はい、笠原です。本当に地域福祉っていうのは、数量化するというか、量的に評価するのは難しく、質の部分っていうのはすごく大事になるっていうのはよく理解できました。

やっぱりねえ、資料2-4で、私はいつも思うんですけども、(2)の地域福祉活動への参加の促進っていうところで、関心があるっていうのは6割あるんですけども、参加したことがあるっていうのは2割弱ですよ。このギャップっていうのかな、やっぱり動くっていうのか、住民主体ですので、活動主体的に住民の方が活動するっていうのは、やっぱり行政が一生懸命こう言って関わっても空回りするところっていうんですか、もあると思うんです。

で、いかにそれをうまくっていうか、双方向にコミュニケーション取って関わっていくっていうか、本当に住民一人一人の方が、やっぱりこの町は、大阪市は、自分らの町でっていうか、我が事のように考えないとなかなか難しい。

だけでもそれを行政の方からどんなふうにアプローチしていくかっていうのも、ものすごく難しいなって、私はいつも地域活動をしてて思いますので、やっぱり総合的全体評価としては、やっぱりこのギャップを縮めていくっていうのはとても大事だなっていうのは意見として、1点目。

2点目なんですけれども、具体的な資料2-3ですと、量的成果として指標として、全334地域の中で、例えばアの①の定期的に活動者が集まりっていう見守りについて共有・意見交換している地域数、この地域、この定義に当てはまるような場面っていうんですか、会議っていうのか集まりっていうのか、どんなふうに定義によって随分違うのではないかなって。これを、今拝見しただけでは理解できませんでしたので、1つ1つの指標になる定義っていうのは、どんなふうに考えてらっしゃるのかこれからなのかっていうのをちょっとお伺いしたいなと思いました。以上です。

(藤井分科会長)

最後のものは質問ですので、どうぞ。

(稗田地域福祉課長)

地域福祉課長稗田でございます。定期的に活動者が集まり地域内の見守りについて情報共有や意見交換をしているっていうのは、地域として見守りネットワークっていうものの体制を構築できている件数としてこちらにご提示させていただいたところなんですけども、ちょっとこれでは定義がわかりにくいというご質問でしょうか。

(笠原委員)

そうですね。少なくとも私はわからなかったんで、どんなふうにかウントされるのかなって。分母が334のうちっていうこと。

(稗田地域福祉課長)

そのとおりです。名簿というのは見守り活動に関しましては要援護者名簿ということで、見守り対象者の方が決まっているんですけれども、そちらの名簿をお渡しした上で、こちらの名簿自体はですね、広く見守っていただければいいというところがございまして、必ずしも1件1件ご訪問してくださいとか、そういった内容をお伝えしているものではなく、各区、各地域の活動者のやり方によって、いろいろな見守りの方法があるっていうところなのでございますが、その中で、定期的に活動者が集まり地域の見守りについて情報共有や意見交換をしているっていうのは、かなり積極的に地域の方々による見守りができている、名簿に載っている方々の状況を普段からご存じいただいているという方々の地域数をご提示させていただこうと思っているところでございます。

答えになっておりますでしょうか。はい、ありがとうございます。

(野口委員)

すいません、今先ほど見守りの件ですけれども、私も町会長やってるんですね。資料いただいています、地域ですね。ただですね、個人情報という形でね、他に漏らしてはいけないという形ですね、集まってですね、この方がどうのこうのという話はできないんです。

民生の方もですね、民生委員の方もですね、そういう形で、もう一切、誰が面倒見てるとか、そういう形のあれも全然横の連絡はございません。だから一応上から降りてきてですね、その見守りの方は自分たちで、やっぱり町会で、町会長がしっかり名簿も見てですね、何かあったときに連絡をしてやるというような形になってます。

だからそれでこの方が見守りの対象やということで、この町会の人全員にですねそういうあれは一切ございません。やったら駄目だということで聞いておりますので、そういうようなですね個人情報がね、今何かと足かせになってます。

やはり家庭訪問すると、何で来たんやとかね。というような形でですね、やはり個人情報が、今までのいろんな問題がありましたけれども、地域の人たちですね、やはり横の繋がりがだんだん薄れてきているのが、個人情報が原因じゃないかなと私はちょっと感じてます。ちょ

っと違う意見で申し訳ないですけど。

(稗田地域福祉課長)

ありがとうございます。見守りネットワーク強化事業の中では、ちょっと事業の説明をさせていただきますと、要援護者の方々の中で見守りのお返事をもらう方々には、町会の方々であったりとか見守りをやってくれる団体の方々に、ご自身の情報をお伝えしてもいいですかということをもとに本人さんにお聞きして、同意確認をとっております。

ですので、その方の情報を団体にお渡しするときに、団体内で共有していただくということは、こちらの方からも禁止しているものではございませんので、もしかしたらご説明の方法が、野口委員の方に違う形で入ってるかもしれませんので、もしよろしければ、また詳しいところとご相談は後程させていただけたらと思っております。

基本的には、民生委員さんもそうですけれども、名簿をもってくださっている団体の方の中で共有する、この方が今どういう状況かというのを、ご相談というか情報共有していただき、元気だったよとか、あの人が最近見かけないからちょっと見に行っただけの方がいいかなあ、とか、そういう形で集まった場でお話いただくのは禁止しているわけではございませんので、そこだけはちょっとご説明させていただけたらと思います。すいません。

(藤井分科会長)

はい。地域福祉のね、制度的な事業は数値で評価ができますけども、まさしくこれ自発的な住民活動の部分っていうのは、一定数値が出てきても実際それが本当の活動現場でどうなってるのかというのは、本当に事例的に研究していく、把握していかないといけないので、限界がありますね。そこのギャップをどういうふうに関今後評価していくのか。

実際の現場での住民の活動と、こういう表に出てきてる到達度みたいなものをですね、これはまた課題として、はい、承りたいと思います。

それではですね、この枠組みでですね、第三期の計画の評価を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。またやりながらね、いろんな工夫をしていくということだと思います。それではですね、次に進みたいと思います。よろしくお願ひします。

### 【議事3 大阪市における包括的な支援体制について】

第3期「大阪市地域福祉基本計画」の評価方法について、資料2-1、2-2、2-3、2-4に沿って説明【議事2】

(稗田地域福祉課長)

大阪市における包括的な支援体制について、資料3に沿って説明【議事3】

(藤井分科会長)

はい、ありがとうございます。

3時ぐらいを目途にということでしたが、私の進行が悪くて今3時ですので、もうしばらくだけお時間をいただいて、ご意見をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

(永岡委員)

はい、永岡でございます。今のご説明で、これまでの議論の経過はかなり検討された上でのことだというふうに理解しております。

ただその上で、この包括的な支援体制です、この相談支援・参加支援・地域支援のこう一体的に行うというところに、アウトリーチのことや、拠点整備のことや、いろんな課題も全部、一括して行うということで、一体的に行うというのがどの範囲までなのかがわからなくて。

これ厳密にそういうふうに言うと、とてもできないことはどこも難しいところがあると思いますし、国の一括交付金で交付するという条件というのは、かなりそこは厳しくチェックされるのか。あるいは、少し多様性も認めて進めるということを考えられるのか。

その辺が多分、なかなか合わないところがいろいろあるのかなというふうに思いました。

それと、例えば大阪市ですとやってきた仕組みですね。やっぱそういうところが、きっちりと発展できるように、そこをどううまく展開していくのか。何かそことの関係もすごく、例えば、別の資料の先ほどの評価のところ、つながる場の開催において、生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数とかですね。これ2019年22年で、3分の1ぐらいに減りしてあります。それからさっきの地活協の支援についてもですね、連合町会や地域社協や、すごく混乱、難しいところもいろいろ現実の課題としてはありますので、そういう大阪の独自の特徴というか、課題ですね。そういうところと、こんな繋いで議論するとき、多分そういう基盤を作ったり、あるいは研修プログラムを作ったり、なんかそういうところが、このそれぞれの項目のどこかで難しいということになるのか、ちょっとうまく言えないですけども。

大阪市が今後どうするかということだと思いますけども、今、これはすぐにはできないということと、それと大阪の今申しましたようにこういういろんな地域福祉を推進していくための課題ですね、そこでやってきたところをやっぱり丁寧に進めていかないといけないということと、そこでどう理解され、どういうふうに判断されているのかを、少し補足説明のようなことをお願いできたらと思います。重々そこいろいろ議論されてるのはよくわかる場所あるんですけども、ちょっと説明補足をお願いできたらということです。

それと、今後についても、令和7年、次のですね、ところで1年2年の間でどう考えるか、検討して進めていくということですので、その見通しも、ちょっと考えてるところあればお願いしたいと思います。ちょっとうまく言えなくてあれですが。

(藤井分科会長)

はい、どうぞ。

(稗田地域福祉課長)

はい、ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。

確かにその大阪市独自課題っていうのがございまして、地域福祉の推進に係りましては、今申し上げましたのは、本当にもう理念というか、こういう方向性で進めていきたいという、ちょっと決意表明みたいなものをさせていただいたところでございますが、これは具体的に実施するに当たりましては、どうしても我々だけでは実施できるものではございませんでして、今後ですね、各区役所の方にもこの話をお伝えしていきながら、各区にもいろいろな事情があると思いますので、そちらの方で、地域事情にも応じた進め方というものをご検討いただきたい、局としても一緒に考えていきたいと思っておるところでございます。

これまでもあった事業ということで、このようにお示しはさせていただいて整理をしたところでございますが、新たな視点といたしまして、今後、今までなかった視点でございますが、例えば、つながる場の上のところの多機関協働のところ、地域課題について話し合う場っていうものを新たにこちらに明示させていただいておりますが、今既存の会議体で、個別事例から見えてきた地域課題を検討している場ではございますが、さらにこのつながる場が出た課題っていうものも、既存の会議等を活用して、地域資源の開発に生かしていくという、こういう場づくりをまた各区役所の方にもお伝えして、実装していこうと考えているところでございます。

また、参加支援につきましては、先ほどからご説明させていただきます通り、市社協さん区社協さんと協力して、地域づくりに関しましても、個別ニーズから上がってきたところに、地域づくりの観点を持って、居場所づくりというものにも取り組んでいきたいと考えているところでございます。ご説明になっておりますでしょうか。

(藤井分科会長)

よろしいでしょうか。いや、要は、相談支援と参加支援と地域づくり支援の3つを重ね合わせて進めていくということなんですね。今課長さんが言ったのは、例えば、相談支援の部分の主要事業ってつながる場やけど、そのつながる場だけやってたら駄目よと。そこに地域づくりのなんかの事業取組と、参加支援のなんかの取組をくっつけて、まさにこの3つが重層的に進むようなことを今後考えていきますということなんですね。

それを総じてプロジェクトっていうんですね。だから、概念を膨らませてプロジェクトでやっていくっていうことが今後出てくると。それはもう各区の中で組み立てていくということがすごく重要になっていきますから、一律的にこうしますじゃなくて大きな方向性を示しつつ、各区でそういうふうなプロジェクトを構想していけることがすごく重要で、多分

永岡委員のご質問は、そういうことだと思うんですね。各区の実績に合わせて組み合わせて、方向を大きく膨らませて、進めていくのが今後。だからそれが何なのかというのは、まだ実は、こういう方針、こういう方向でいうことまで示せても、その中身はこれから作っていくという感じだと思います。そう、それですよ、はい。

(稗田地域福祉課長)

はい、ありがとうございます。その通りでございます。

これから具体的な内容とか取組を各区さんと一緒に作っていきたいと思っているところでございます。

(藤井分科会長)

他市の取組も、毎年変わっていくと。毎年変化をし、試行錯誤を繰り返しながら発展させていくのがこの事業の特色で、そういう理解を行政職員の方がまずしていただくのが、これ決めたらこれでいくみたいなんじゃなくて、試行錯誤を繰り返しながら発展させていくというんですね。そんな思考方法で、これは進めるということだと思います。

はい、どうぞ。

(永岡委員)

よろしいでしょうか。その際は、ぜひ実践的にですね、進めながら、この方向性を生み出していくというか、検討していただく。実際にやっぱ積み重ねの中でも、アクション的にあるんですね、いろんな改革も課題整理して、何か進めていただければと思います。はい。

(藤井分科会長)

はい、これが先ほどの今期の計画の評価の視点ということでもあろうかと思えますね。

はい、ありがとうございます。

地域住民の方もさることながら、この多機関協働に関しては、社会福祉法人の連携がすごくね、重要になってくると思うんですけれども。川端委員、何かご質問とかご意見ございませんでしょうか。

(川端委員)

地域の方々の中でのね、お話し合っという事で私黙ってたんですけど、社会福祉法人が動き出したら、これは社会福祉法人という各種別いっぱいありますけれども、例えば私がいま会長させてもらってるのは施設協やから5種別ありますよね。高齢・障がい・児童、うちは生活保護ですけどね。

そういう場面では、だから社会福祉法人として動くので、その町会の中の人たちそれぞれの意見っていう話とはまた全く違う動き方をするんですよ。

だから今私がそっち側の組織として動く。それも全国規模で動きます。この例えば、今もこれ、救護施設っていうところの中には個別支援計画があって、その朝から研修やって、会議やった後ここへ来てるんですけどね。

全体の中で、全国にある社会福祉法人の救護施設がどう動くかを決めていくというから、各市の中のね、各区の方々とか、そういう部分の中でどんなふうにされるかという話とは全く違う方向性が出ます。

だから自分らのやり方っていうものをみんなで決めるような形で、でもまあ対応するのは施設に入られる方を重点で考えるので、そうすると、例えば高齢施設やと高齢しか入ってこないし、保育なら子どもさんしか入ってこないし、私どもみたいな生活保護でいくなら、これを言うたら生活に困窮して、国から生活保護を受けてる人を主体に考える施設だから、今お話をされたような多様な感じのね、それぞれの分野で皆さんが一番ええ方法を考えて、全体的な人たちの参加による結論を持っていくのは、私らの中ではちょっと全然違う方向性なんであんまりお話に参加しなかったんだけど。

ただ1つだけ言えるのは、法人であろうが、個人であろうが、何をどうしてどう変えたいというところは、1つにまとまればね、その方向性で動けばいいということですよ。

ほんで結果論を考えると、行動には移れないんでね。やってみなければわからないみたいな話があるから、今こういうプランを立てて、どうですかと言われたら、やってみたらどうですかと私は多分そう答えますね。

でもこれはあかんのちやいますかいう否定するような議論もありますが、それを全部受けたら、ほとんどの事業できないですね。だから私は今の皆さんのね考え方でええと思えますよ。ほんで評価をつけるのは、私は非常に難しいと思います。「結果が出なかったから駄目です」は、ないですよ。結果が出なかったらもう1回やればいいんですよ。

だからね、過大評価する必要もないけど、あかんかったという諦めちゃうと、福祉は先行かないからね。そういう感じでちょっと全然違う方向からしゃべらせてもらいましたけど、指名されましたんでね。一応そういうことです。

(藤井分科会長)

はい、他これだけはこの方いらっしやいましたら最後に。

はい。どうぞ。

(中村委員)

あ、中村です。先ほどお伺いした包括的な支援体制とか、そういう支援体制の充実に向けてっていうのが、政令市の場合は、各区で人口がものすごく違うんですよ。大阪市の場合は10万人以上もいる区もあれば、5万人前後の区もあると。その中で、おんなじような、こういう体制を講じるっちゃうのは非常にマンパワーの問題からして難しい。やはりマンパワーをもう少し充実させないといけないんじゃないかと思う。

先ほど課長さんがおっしゃった、その専門的なアドバイスとかそういうのは任期付職員でっていう話が出てきましたけど、やっぱり任期付職員については、その永続性ちゅうか、次に伝えるちゅうことはあると思うんですけども。やはり専任で安定した方がですね、専門の知識を持ってやっぱり幅広く共同してやっていくっていうのが重要ではないかと。

それから、大阪市みたいな大都市部においてはですね、こういう全体的な地域福祉のある構築を基本的にされるのは結構ですけども、やはり各区によって、やっぱり特色的なことがあって、高齢社会といいますけども、私の住んでる地区についてはもうタワマンとかマンションが多くてですね、働く世代が非常に多い。働く世代が多いということは、ボランティア活動を先ほどのデータにありましたけども、したいっていうか、興味を持っているっていう方がおられるんですけども、実際にボランティア活動が昼間仕事を持って人ではなかなかできるようなボランティアが数少ないというのと、それに伴うボランティアを育成するいうか、そういう組織的な社会的な構図が、企業とかそんな中にもう少し芽生えてこない、それを十分活用できないんじゃないかなと思う。

それから行政の苦労もわかります。せやけど、住民の方もやはりそういうことを知ってやっぱりいろいろ行政と協力してやっていくということが必要ではないかなという、これはあくまで感想でありますけども、以上です。

(藤井分科会長)

はい。ありがとうございました。

私の本日運営が悪くて、ちょっと時間を超過しておりますので、これで協議を終わらしていただきたいと思いますが、少しまとめをさせていただきたいと思います。

今年から第3期の、この地域福祉基本計画が進行されるということですけど、いつも言ってるんですけど、ホップステップジャンプでやっと3期目に来て、大阪市における地域福祉の計画が第1期リニューアルされて、やっとここまで実はきたという、その中における蓄積があるんですけども。

この3期の3年間というのはですね、大きく時代の流れを見ますと、これは大阪市だけじゃなくて、この5年間ぐらいが社会構造がかなり激変をしていくと。先ほど高齢問題もありましたけども、貧困問題も全部含めましてね、かなり変化をしていく。地域社会構造が変わっていく時代にあって、さっきのタワマンもそうですけど、住民も変わっていかないといけないうし、行政も変わっていかないといけないうし、専門職も変わっていかないといけないうし。そういう時代のこの3期目の計画であると。

もう1つはやっぱり南海トラフも来るかもわからないということも併せて、非常に重要な3年間になろうかと思います。

このキーワードがですね、まさしくそれぞれが人材不足に、担い手不足になる時代で、ニーズが変わってきていますから、官民協働をいかに進めるかということだと思います。

当然地域住民、それと社会福祉法人等々、企業もそうでありましようし、その中核的な

調整をしていく民間側の機関として、社会福祉協議会が期待をされると。そういう社会福祉協議会と、行政の地域福祉がある意味ではパートナーシップを取って、この事業を進める。そういうまた評価方法をとるということが、本日説明されたということであろうかと思えます。

最後にですね、それをより進めていくということだと思いますが、先ほどのね、永岡委員等々のやりとりも、これが何かこれを決めたからこれを進めていくんだけど、それが柔軟に変わっていく変化をしていくという代物の事業でありますので、そういう視点での中の評価をしていく。なぜかというは協働だからです。

これね、ちょっと今日ちょうど厚労省の方とも、Zoomで話してたんですけども、当初から、これは予測されていることなんですけれども、今までの目に見える事業は、その事業の多寡で、市町村格差ってわかりますよね。ところが、さっき言った民間と行政で、行政の中の縦割りの克服っていう、これ連携事業で目に見えないんですよ。ところが目に見えない連携が進んでるか進んでないかが市町村格差になっていくという、これが今回の包括的支援体制、重層事業の恐ろしいところなんです。ですから、今日評価のところは質的な評価を重要視していこうという、そういう一連の本日の議論だったと思います。

本日の議論の中で少し出てきましたけども、この基本計画は大阪市全体の基盤整備として、市としてどうしていくのかということなんですけども。その結実、区ごとのやっぱり展開ということになります。先ほど区で全然違うよと、まさしくこうやって大きな方向性を示したものを、各地域の特性に合わせて作り上げていくのは区が取組で、これは実は第2期までの成果とすれば、区の地域福祉ビジョンがやっと出揃ったということですので、今度は、区の地域福祉ビジョンのあり方そのものを質的に高めていかないと、今日の本日の取組が結実していかないと、実はもう1つの課題がこの第3期の中で課せられているということで。今後ですね、そういう視点で皆様とともにですね、この第3期の基本計画の推進を議論をして参りたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それではですね、以上をもちまして私の役割を終えましたので、事務局にお返ししたいと思います。